

会津大学ハラスメント防止・対策委員会及び

ハラスメント相談等に関する規程

(平成18年4月1日規程第23号)

改正 平成18年 6月 1日規程第89号

改正 平成20年 4月 1日規程第24号

改正 平成29年 3月30日規程第45号

改正 2017年 6月21日規程第 2号

改正 2019年 3月29日規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題に適切に対応するため、ハラスメントの防止のための委員会の設置運営及びハラスメントに関する苦情の申出、相談等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 会津大学学内運営組織等に関する規程(平成18年規程第10号)第31条の規定及び公立大学法人会津大学のハラスメントの防止等に関する規程(平成18年規程第42号。以下「ハラスメント防止等規程」という。)第1条第2項の規定に基づき、ハラスメント防止・対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条の2 この規程で使用する用語は、ハラスメント防止等規程で使用する用語の例による。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) ハラスメントの調査及びその対応に関すること。
- (2) ハラスメント防止に関する周知及び啓蒙に関すること。
- (3) その他ハラスメント防止に関すること。

2 委員会は、前項第1号に関する事項については、迅速に処理するよう努めなければならない。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者によって組織する。ただし、委員が第12条第1項第2号に掲げる相談者又は同項第3号に掲げる当事者となった場合には、委員会の審議に加わることができない。

- (1) 研究科長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 事務局長
- (5) 学長が指名する女性教員 2名以内
- (6) 学長が指名する外国人教員 1名

(任期)

第5条 前条第5号及び第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名する者とする。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要と認めたとき又は委員の2分の1以上が委員会の開催を要求したときは、委員会を招集しなければならない。
- 5 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員長は、第3条第1項第1号に掲げる事項にかかる調査を行う場合は、役職員及び学生等から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。
- 7 委員長は、第3条第1項第1号に掲げる事項にかかる審議結果を、速やかに学長に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め又は意見を述べさせることができる。

(調査小委員会)

第9条 委員長は、第3条第1項第1号に掲げる事項について、具体的な調査、対応を行うため、委員会に調査小委員会を設置することができる。

- 2 調査小委員会は、委員若しくはそれ以外の者から委員長の推薦により学長が指名する者をもって組織する。

(調査小委員会の役割)

第10条 調査小委員会がハラスメントに関する調査を行うに当たっては、役職員及び

学生等から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

(ハラスメント相談員の配置)

- 第11条 会津大学に、ハラスメントに関する苦情申立て及び相談に対応するため「ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）」を置く。
- 2 相談員は、学長が指名する者をもって充てる。
 - 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに相談員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の役割)

- 第12条 相談員の役割は、次に掲げる事項とする。
- (1) ハラスメントに関する苦情申立て及び相談への対応
 - (2) 前号の苦情申立て及び相談を行った者（以下「相談者」という。）に対する事後の対応についての助言及び支援
 - (3) ハラスメントをしたことの指摘を受けた者（以下「当事者」という。）への面談及び事実確認（相談者の了解を得た場合に限る。）
- 2 相談員は、前項各号に掲げる事項の結果について、速やかに委員長に報告しなければならない。
 - 3 相談員は、第1項の相談、面談等を行うに当たっては、その内容を記録しておかなければならない。

(ハラスメント行為に対する措置等)

- 第13条 委員長は、ハラスメントの具体的事案に関し相談員から報告を受けた事項について、委員会を開催し、審議の結果、必要があると認められる場合は、理事長及び学長に対して、就労上若しくは就学上の環境の改善等適切な措置を講じるよう求めなければならない。
- 2 委員長は、前項の報告事項が役職員又は学生等の懲戒に当たると判断した場合は、審議の結果を理事長及び学長に報告しなければならない。
 - 3 委員長は、前項の規定により学生等の懲戒に当たると判断し、報告をした場合は、必要に応じ学生支援委員会に対しても報告するものとする。
 - 4 委員長は、前三項の結果について、必要に応じ相談者に報告するものとする。

(研修等)

- 第14条 学長は、ハラスメントの防止を図るため、役職員及び学生等に対し、必要に応じ研修等を実施しなければならない。
- 2 学長は、新たに委員会の委員となった者、新たに調査小委員会の委員となった者、新たに相談員となった者その他職務上手続きに関わる者に対し、研修等を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 委員会及び調査小委員会の委員、相談員その他職務上手続きに関わる者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守するものとする。

(庶務)

第16条 委員会に関する庶務は、事務局総務予算課又は学生課で行う。ただし、庶務の総括は事務局総務予算課で行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の会津大学セクシュアルハラスメント防止委員会規程第4条の規定により任命されているセクシュアルハラスメント防止委員会の委員及び会津大学セクシュアルハラスメントの防止等に関する指針(平成11年7月21日教授会決定)の規定により任命されている相談員は、それぞれ改正後の会津大学ハラスメント防止委員会及びハラスメント相談等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第4条の規定により任命されたハラスメント防止委員会の委員及び改正後の規程第11条第2項の規定により任命されたハラスメント相談員とみなす。この場合において、ハラスメント防止委員会の委員及びハラスメント相談員の任期は、改正後の規程第5条及び第11条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行後最初に任命されるハラスメント相談員(新たに任命される者に限る。)の任期は、改正後の規程第11条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。